

小田原地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

小田原地区においては、小型車の車種区分廃止に伴う運賃改定（改定率 5.07%）を平成 29 年 4 月 17 日から実施致しましたが、公定幅運賃内の運賃として全事業者が運賃改定前の普通車運賃（下限）を選択したため、改善状況の公表はしませんでした。

しかしながら、小田原地区は神奈川県内で唯一、初乗距離短縮による運賃設定がなく、また、観光地を多く抱える当該地区では、新型コロナウイルス感染症の影響によりタクシー需要が激減し、厳しい経営状況に置かれていたことから、令和 4 年 2 月 1 日に 1.314km 600 円（1.8 km 780 円加算距離 2 回分を控除）とする初乗り距離短縮を実施した際、公定幅運賃内の上限を全事業者が選択したため、今回「運賃改定実施による労働条件の改善状況」の調査を行い、改定前の令和 3 年 3 月から令和 3 年 8 月に対して令和 4 年 3 月から令和 4 年 8 月（直近の実績として）におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

14 社

・集計事業者数は、役員のみが乗務する事業者 1 社を除く 13 社である。

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

2 平均増収率

44.82%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和 4 年 3 月から令和 4 年 8 月の営業収入（税引き後）}}{\text{令和 3 年 3 月から令和 3 年 8 月の営業収入（税引き後）}} \times 100 - 100$$

3 一般運転者に係る運転者 1 人平均賃金上昇率

47.67%

改定前 1 人平均給与月額 (令和 3 年 3 月～令和 3 年 8 月)	改定後 1 人平均給与月額 (令和 4 年 3 月～令和 4 年 8 月)
170,685 円	252,051 円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者 1 人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
11 社	1 社	1 社	0 社	0 社	0 社	0 社	13 社

(注) 賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の運転者一人当たり平均給与月額}}{\text{令和3年3月から令和3年8月の運転者一人当たり平均給与月額}} \times 100 - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（一般運転者に限る。）

103% 以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
4 社	0 社	3 社	2 社	1 社	1 社	0 社	0 社

95%以上 96%未満	95%未満	計
0 社	2 社	13 社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{令和3年3月から令和3年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ・労働者負担に変更がない事業者数 2 社
- ・労働者負担を採用していない事業者 1 1 社

(2) その他

- ・その他運賃改定に伴い改善を行った事業者数
 - ・労働時間の短縮 2 社
 - ・退職金制度の見直し 1 社

<問い合わせ先>

(一社) 神奈川県タクシー協会

担当者 三上、熱海、久保田

連絡先 045-241-3577

<配布先>

関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）